

# 日本泳法用語集

## 日本泳法の競技

毎年8月におこなわれる日本泳法大会でおこなわれる競技は「泳法競技（シニアクラス）」「泳法競技 ジュニアクラス」「団体競技」「支重競技」「横泳ぎ競泳」である。泳法競技は年齢制限があるが、ほかの競技には年齢制限はない。

## 泳法競技（シニアクラス）

15歳以上25歳未満の泳者による演技について10点法で採点する競技であり、7人の「泳法競技審判」の評点を合計する。予選は平体、横体、立体の各泳形から1種目ずつ演技し、約20名が決勝に進出して2種目を演技する。予選、決勝あわせて5種目の得点を合計して順位を決定するが、第13回から20回大会までは、種目毎に1.0、1.2、1.4、1.6の4段階の「難易率」を設定し、評点に乗じていた。予選では各流派毎に定められている予選種目を演技するが、予選で平体、横体、立体のうち自流派に予選種目が無い場合は、他流派の予選種目を演技する。男女それぞれ1位から6位までを表彰する。

昭和31年第1回大会より競技開始。

## 横泳ぎ競泳

昭和41年第11回大会から正式種目となった競技。横体の泳法で100mのタイムを競う。泳法には、体が平体にならないよう水面との角度が45度以下で、また扇子足を用いるなどの制限がある。1位から3位までを表彰する。

なお、第35回から49回大会までは、優勝者に宮畑杯が授与された。

## 支重競技

昭和41年第11回大会から正式種目となっ

た競技で、立ち泳ぎで重量物を水上に掲げられる時間を競う。重量物には初め砲丸が用いられたが現在は鉄アレイを使用する。重量は当初男女ともに4kgであったが、選手のレベルが次第に高くなった結果、35回大会から男子については5kgになった。顎と耳を結ぶ線が水面より没するか、または手の甲が水に漬くまでの時間により1位から3位までを表彰する。

なお、第35回から49回大会までは、優勝者に位野花杯が授与された。

## 泳法競技ジュニアクラス

昭和46年第16回大会から行われている小学校4年生から中学校3年生までを対象とした泳法競技で、自流派の基本的な2種目（ジュニア泳法競技種目）を演技する。採点は5人の「ジュニアクラス泳法競技審判」によって行われ、はじめ3点法であったが、泳者のレベルの向上とともにより細かい評価が望まれるようになった結果、昭和57年第27回大会からは0.5点単位の5点法での評点を合計している。2種目の合計により男女それぞれ秀、優、良の3段階に分けて表彰し、賞状が授与される。

## 団体泳法競技

第18回大会から行われている競技で、同一流派5名の泳者からなるチーム同士の紅白対抗戦である。各チームは平体、横体、立体の各泳形を必ず泳がなければならないが、その順番は自由である。したがって、立体と横体が対戦することも珍しくない。審判は「泳法競技審判」の5名によって構成され、各チームの泳者が1回ずつ同時に演技する計5回の対戦のうち3回勝ったチームを勝ちとする。トーナメント方式による1位～3位が表彰の対象であり、1位～3位のチームには賞状とメダル

が授与される。なお1団体から1チームのみがエントリーできる。

なお第18回から49回までは、優勝チームには小林杯が授与された。

## 日本泳法の資格

日本泳法に関して(財)日本水泳連盟が授与する資格は、第1回大会以後20年間は水練証が授与される練士資格のみであった。しかし日本泳法の普及が実を挙げ、游泳人口が増加するとともに修業の段階に応じて幅広く表彰する必要が生まれてきたため第22回大会から、剣道などの例に倣い資格を練士、教士、範士の3つに分けることとなった。また第40回大会からは、さらに幅広く表彰するため練士の下に游士資格を加えた。現在、4つの資格が認定されている。資格審査は、日本泳法各流派の泳法に精通し、日本泳法の保存と普及に実績のある学識経験者によって構成される資格審査委員会により行われている(游士については、游士審査員団を設けて別に審査)。

## 範士資格

教士の上位資格であり、「教士の資格を有する者にして人格、技量、識見ともに備わり、日本泳法の普及・発展に貢献している者」に対して与えられるが、受験資格は教士取得後10年以上、かつ45歳以上の者である。審査は経歴などの書類審査を重点に行われ、通常は演技も求められる。合格者には範士之証を授与し(財)日本水泳連盟に登録するとともに、楯を授与する。

昭和52年より審査開始。範士については、あらかじめ資格審査委員会が審査し、日本泳法大会当日には、泳法演技を行う。

## 教士資格

練士の上位資格であり、「人格、技量、識見ともに備わり、日本泳法の普及・発展と保存に貢献した者」に対して与えられる。受験資格は、練士の資格を与えられて5年以上経過した30歳以上の者である。現行の審査で

は、資格審査委員会が指定する2種目以上を演技するが、合格者には教士の証を授与し(財)日本水泳連盟に登録するとともに、楯を授与する。

昭和52年より審査開始。

## 練士資格

かつては、日本泳法唯一の資格であったが、現在は、游士の上位資格として「日本泳法の練達の泳者」に対して与えられる。受験資格は、游士を授与されて3年を経過した28歳以上の者、または日本泳法大会の泳法競技で予選通過の実績があるか、同大会に3回以上出場した25歳以上の者である。現行の審査では、資格審査委員会が指定する2種目以上を演技するが、合格者には水練証を授与し(財)日本水泳連盟に登録するとともに、「水練」の文字の入った楯を授与する。

昭和31年第1回大会より審査開始。

## 游士資格

日本泳法を始めて最初に挑戦する資格であり、「自流派の泳ぎを修業した」ことが合格の基準となる。受験資格は25歳以上の者で、現行の審査では自己申告した1種目と、游士審査会から指定される1種目の合計2種目を演技する。合格者は(財)日本水泳連盟に登録され游士之証が授与される。

平成7年第40回大会より登録開始。